

目次

- 第1章 総則（第1条・第1条の2）
- 第2章 大学院の課程、修業年限及び学生定員（第2条―第4条）
- 第3章 教育方法、授業科目、単位数及び履修方法（第5条―第8条の3）
- 第4章 課程修了の認定及び学位の授与（第9条―第13条）
- 第5章 学年、学期及び休業日（第14条）
- 第6章 入学、休学、復学、退学、再入学、除籍及び復籍（第15条―第24条の2）
- 第7章 教員の免許状（第25条）
- 第8章 入学検定料及び学費（第26条・第27条）
- 第9章 大学院生の処分（第28条）
- 第10章 科目等履修生、特別科目等履修生、研究生、委託生及び外国人留学生（第29条―第33条）
- 第11章 教員組織及び運営組織（第34条―第37条）
- 第12章 研究施設及び図書館（第38条・第39条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 札幌学院大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、学部における一般的並びに専門的教養の基礎のうえに、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授、研究し、もって文化の進展と人類の福祉に寄与することを目的とする。

（自己評価・認証評価）

- 第1条の2 本大学院は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、本大学院の教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。
- 2 本大学院は、前項の措置に加え、その教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。
- 3 自己評価及び認証評価に関する規程は別に定める。

第2章 大学院の課程、修業年限及び学生定員

（大学院の課程）

第2条 本大学院に次の研究科及び専攻を置き、修士の課程を設ける。

- (1) 法学研究科 法学専攻
- (2) 臨床心理学研究科 臨床心理学専攻
- (3) 地域社会マネジメント研究科 地域社会マネジメント専攻

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的とする。

（人材養成の目的）

第2条の2 各研究科の人材養成の目的は、次のとおりとする。

- (1) 法学研究科は、国際社会及び地域社会において、当面する法的・政治的諸問題に対処するため、法律学・政治学との連携を図りながら、事象の歴史と理論を深く研究することによって、そこで得た知識を健全な社会の発展に役立てることのできる研究者及び高度の専門性を備えた職業人を養成することを目的とする。
- (2) 臨床心理学研究科は、臨床心理学を中心に心理臨床に関連する諸分野との連携を得ながら、様々の心の問題を心理臨床の視点から取り上げ、公認心理師及び臨床心理士という高度の専門性を備えた職業人を養成することを目的とする。
- (3) 地域社会マネジメント研究科は、地域社会の諸課題を解決するため地域社会の創造的プロジェクト開発と実践的マネジメントを研究対象とし、経済・金融分野、企業経営分野、地域・まちづくり分野及び会計分野のそれぞれの分野において当該研究・教育を通じて自立・持続可能な地域社会形成の担い手となり得る高度の専門性を備えた職業人を養成することを目的とする。

（標準修業年限及び最長在学年限）

第3条 本大学院の標準修業年限は2年とし、4年を超えて在学することを認めない。

2 学生が、職業を有している等の事情により、前項に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了する学生（以下「長期履修学生」という。）となることを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

（入学定員及び収容定員）

第4条 本大学院の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

研究科・専攻		入学定員	収容定員
法学研究科	法学専攻	15名	30名
臨床心理学研究科	臨床心理学専攻	10名	20名
地域社会マネジメント研究科	地域社会マネジメント専攻	20名	40名

### 第3章 教育方法、授業科目、単位数及び履修方法

（教育方法）

第5条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導によって行うものとする。

（教育方法の特例）

第5条の2 本大学院は、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業若しくは研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（授業科目・単位数及び履修方法）

第6条 本大学院の授業科目、単位数及び履修方法は、別表1に掲げるもののほか、当該研究科委員会において定める履修規程による。

2 法学研究科の学生は、入学後所定の期日までに、専修科目を選ぶものとする。

3 学生は、毎学年、指導教授の指導により履修しようとする授業科目を決め、指定の期日までに研究科長に提出しなければならない。

（単位数の計算方法）

第7条 前条第1項の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により単位数を計算するものとする。

（1）講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

（2）実験、実習については、30時間の授業をもって1単位とする。

（3）前号にかかわらず、臨床心理学研究科においては、実習について、45時間の授業をもって1単位とする。

2 1つの授業科目について講義、演習、実験、実習又は実技のうち、2つ以上の方法の併用により行う場合には、その組み合わせに応じて前項各号に定める基準を考慮して合計45時間をもって1単位とする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第8条 教育研究上有益と認める時は、学生が本大学院に入学する前に、大学院において修得した単位（大学院設置基準昭和49年文部省令第28号第15条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得した単位として認定することができる。

2 前項により修得した単位として認定することのできる単位数は、10単位を超えないものとする。

（他の大学院における学修）

第8条の2 教育研究上有益と認めるときは、他の大学院等（本大学院、本大学院と協定した外国の大学院を含む。）とあらかじめ協議のうえ、当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の単位は、第8条第2項により認定した単位数と合わせて10単位を超えない範囲で、本大学院における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

（学部学生の本大学院における授業科目の履修）

第8条の3 本学の学部の4年次に在籍する学生で、一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、教育上支障がないと認められる場合に限り、本大学院の授業科目の履修を許可すること

ができる。

2 学部学生の本大学院における授業科目の履修については別に定める。

#### 第4章 課程修了の認定及び学位の授与

(単位の認定)

第9条 単位の認定は、試験、その他の方法によって行うものとする。

2 前項の試験等は研究科委員会が定める方法により、適当と認められる時期に行う。

(成績)

第10条 試験の成績は、秀、優、良、可及び不可の5段階とし、秀、優、良、可を合格、不可は不合格とする。

(課程修了の認定)

第11条 本大学院に2年以上在学し、第6条別表1に定める授業科目を法学研究科及び地域社会マネジメント研究科においては30単位以上、臨床心理学研究科においては32単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び試験に合格した者は、修士の課程を修了したものと認める。

2 前項に定める修士論文の審査は、第35条に定める研究科委員会が本修士課程の目的に応じ適当と認めた場合は、特定の課題についての研究の成果の審査をもって代えることができる。

3 第1項に定める在学期間は、優れた成績を修めたと認められる者にあつては、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(課程修了認定)

第11条の2 前条による課程修了の認定は学期末をもって行う。

(修士論文の審査及び試験)

第12条 修士論文の審査及び試験は、札幌学院大学学位規程（以下「学位規程」という。）の定めに基づき、これを行う。

(学位の授与)

第13条 修士課程を修了した者には、学位規程の定めに基づき学位を授与する。

#### 第5章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第14条 本大学院の学年、学期及び休業日は、札幌学院大学学則（以下「大学学則」という。）第5条、第6条及び第7条の規定を準用する。

#### 第6章 入学、休学、復学、退学、再入学、除籍及び復籍

(入学)

第15条 入学は、学年の始めとする。ただし、教育上支障がないと認められる場合で、かつ、その必要性が認められる場合は、後学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第16条 本大学院に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者で、かつ入学試験に合格した者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること

（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を

授与された者

- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であつて、当該者をその後に入学者とする本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (10) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で22歳に達した者
- (11) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本大学院において所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

（入学の出願）

第17条 入学を志願する者は、指定の期日までに所定の書類を提出し、第26条に定める入学検定料を納付しなければならない。

（入学手続及び入学許可）

第18条 入学を許可された者は、指定の期日までに所定の書類を提出し、第26条に定める学費等を納付しなければならない。

2 入学を許可された者が前項に定める手続を行わないときは、入学許可はその効力を失う。

（休学）

第19条 疾病又はやむを得ない理由により3ヵ月以上就学することができない者に対して休学を許可することができる。

2 休学の許可を受けようとする者は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて研究科長に願い出なければならない。

（休学期間）

第20条 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合には、通算して2年を超えない範囲で延長を認めることができる。

2 休学期間は、在学期間に算入しない。

（復学）

第21条 休学期間が満了した者または休学期間満了以前に復学しようとする者は、研究科長に復学を願い出て許可を受けなければならない。

（退学）

第22条 疾病又はやむを得ない理由により退学しようとする者は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて研究科長に願い出て許可を受けなければならない。

（再入学）

第23条 退学者が再入学を願い出た場合は、選考のうえ、許可することができる。

（除籍）

第24条 次の各号の一に該当する者は除籍する。

- (1) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第3条に定める最長在学年限を超えた者
- (3) 休学期間が満了してもなお復学できない者

（復籍）

第24条の2 前条第1号に該当し除籍となった者が、当該除籍の事由となった授業料等を納付して復籍を願い出た場合は、審査のうえ許可することができる。

2 復籍に関し必要な事項は、札幌学院大学大学院授業料等未納による除籍者の復籍に関する規程に定める。

## 第7章 教員の免許状

（授与される免許状の所要資格と免許状の種類）

第25条 高等学校教諭1種免許状授与の所要資格を有する者で当該免許状に係る高等学校教諭専修免許状の所要資格を取得しようとする者は、第11条に規定する要件を充足し、かつ、教員免許法および同法施行規則に定める科目および単位を修得しなければならない。

2 本大学院において取得できる高等学校教諭専修免許状及び中学校教諭専修免許状の免許教科の種類は、別表2に掲げるとおりとする。

#### 第8章 入学検定料及び学費

(入学検定料及び学費)

第26条 入学検定料及び学費は、別表3に掲げるとおりとする。

2 休学中の者の学費は、免除する。

(納付金の返還)

第27条 納付された入学検定料及び学費は、一切返還しない。

#### 第9章 大学院生の処分

(大学院生の処分)

第28条 大学院生の処分については「大学学則」第73条、第74条及び第75条の規定を準用する。

#### 第10章 科目等履修生、特別科目等履修生、研究生、委託生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第29条 本大学院の学生以外で、一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、科目等履修生として許可することができる。

2 科目等履修生については別に定める。

第29条の2 相互の交流協定のある大学院に在学しながら、本学の授業科目を履修する者を特別科目等履修生として、授業科目の履修及び単位の修得を認めることができる。

2 特別科目等履修生については別に定める。

(研究生)

第30条 本大学院において特定の専門事項について研究を希望する者があるときは、研究生として許可することができる。

(委託生)

第31条 公共団体その他の機関等からの委託によって本大学院の授業科目又は特定課題について研究指導の委託があるときは、その学力を考査し、委託生として許可することができる。

(外国人留学生)

第32条 第16条に定める資格を持ち、かつ、外国公館の証明のある外国人留学生に対しては、その学力を考査し、入学を許可することができる。

(研究生、委託生及び外国人留学生の取扱い)

第33条 研究生、委託生及び外国人留学生の取扱いについては、札幌学院大学研究生規程、札幌学院大学委託生規程及び札幌学院大学外国人留学生規程の定めを準用する。

#### 第11章 教員組織及び運営組織

(教員組織)

第34条 本大学院の授業を担当する教員は、大学院設置基準に規定する資格を満たす札幌学院大学の専任の教員がこれを行う。ただし、特に必要のある場合は兼任の教員を充てることができる。

(研究科委員会)

第35条 本大学院の運営のため、研究科に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、本大学院の授業を担当する専任の教員をもって組織する。

3 研究科委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 入退学等学生の身分及び賞罰に関する事項
- (2) 研究科の授業科目、単位数、履修方法及び担当に関する事項
- (3) 試験に関する事項
- (4) 課程修了の認定及び学位の授与に関する事項
- (5) 教員の人事に関する事項
- (6) 研究科にかかわる諸規程の制定、改廃に関する事項
- (7) 研究科にかかわる自己点検・評価に関する事項
- (8) その他必要と認める事項

(研究科長及び研究科運営委員)

第36条 本大学院の研究科に研究科長及び研究科運営委員を置く。

2 研究科長及び研究科運営委員は、研究科委員会が選出する。

3 研究科長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。

(事務職員)

第37条 本大学院の運営に必要な事務職員を置く。

第12章 研究施設及び図書館

(研究指導施設)

第38条 本大学院の教育研究のため、研究室、演習室等必要な施設を備えるものとする。

2 札幌学院大学の施設は、その教育研究に支障を生じない範囲において本大学院と共用することができる。

(図書館)

第39条 札幌学院大学の図書館に、本大学院の教育研究に必要な図書及び学術雑誌を備えるものとする。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。

2 第6条に定める別表1の科目については平成9年以前の入学生にも適用する。

附 則

この学則は、平成12年1月28日から施行する。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地域社会マネジメント研究科地域社会マネジメント専攻の入学定員及び収容定員については、第4条の規定にかかわらず平成19年度については次のとおりとする。

研究科・専攻		入学定員	収容定員
地域社会マネジメント研究科	地域社会マネジメント専攻	20名	35名

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 法学研究科法学専攻の入学定員及び収容定員については、第4条の規定にかかわらず平成21年度については次のとおりとする。

研究科・専攻		入学定員	収容定員
法学研究科	法学専攻	15名	25名

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

別表1 (第6条第1項関係)

法学研究科 法学専攻

授業科目	授業を行なう年次	単位数		備考
		必修	選択	
憲法特講A I	1・2		2	授業科目の内、専修科目及びこれに対応する演習を含む合計30単位以上を修得し、かつ、専修科目担当教授に必要な研究指導を受けたうえ、修士論文または特定課題の研究成果を提出すること。
憲法特講A II	1・2		2	
憲法演習A I	1		2	
憲法演習A II	2		2	
憲法演習A III	2		2	
行政法特講 I	1・2		2	
行政法特講 II	1・2		2	
行政法演習 I	1		2	
行政法演習 II	2		2	
行政法演習 III	2		2	
地方自治法特講	1・2		2	
労働法特講 I	1・2		2	
労働法特講 II	1・2		2	
労働法演習 I	1		2	
労働法演習 II	2		2	
労働法演習 III	2		2	
社会保障法特講	1・2		2	
刑法特講 I	1・2		2	
刑法特講 II	1・2		2	
刑法演習 I	1		2	
刑法演習 II	2		2	

刑法演習Ⅲ	2	2
刑事訴訟法特講	1・2	2
税法特講AⅠ	1・2	2
税法特講AⅡ	1・2	2
税法演習AⅠ	1	2
税法演習AⅡ	2	2
税法演習AⅢ	2	2
税法特講BⅠ	1・2	2
税法特講BⅡ	1・2	2
税法各論特講Ⅰ	1・2	2
税法各論特講Ⅱ	1・2	2
税法各論特講Ⅲ	1・2	2
税法各論特講Ⅳ	1・2	2
民法特講AⅠ	1・2	2
民法特講AⅡ	1・2	2
民法演習AⅠ	1	2
民法演習AⅡ	2	2
民法演習AⅢ	2	2
民法特講BⅠ	1・2	2
民法特講BⅡ	1・2	2
民法演習BⅠ	1	2
民法演習BⅡ	2	2
民法演習BⅢ	2	2
民法特講CⅠ	1・2	2
民法特講CⅡ	1・2	2
民法演習CⅠ	1	2
民法演習CⅡ	2	2
民法演習CⅢ	2	2
民事訴訟法特講Ⅰ	1・2	2
民事訴訟法特講Ⅱ	1・2	2
民事訴訟法演習Ⅰ	1	2
民事訴訟法演習Ⅱ	2	2
民事訴訟法演習Ⅲ	2	2
商法特講AⅠ	1・2	2
商法特講AⅡ	1・2	2
商法演習AⅠ	1	2
商法演習AⅡ	2	2
商法演習AⅢ	2	2
商法特講BⅠ	1・2	2
商法特講BⅡ	1・2	2
商法演習BⅠ	1	2
商法演習BⅡ	2	2
商法演習BⅢ	2	2
国際私法特講	1・2	2
不動産運用設計特講	1・2	2
政治学特講Ⅰ	1・2	2
政治学特講Ⅱ	1・2	2
政治学演習Ⅰ	1	2
政治学演習Ⅱ	2	2
政治学演習Ⅲ	2	2



行政学特講Ⅰ	1・2		2
行政学特講Ⅱ	1・2		2
行政学演習Ⅰ	1		2
行政学演習Ⅱ	2		2
行政学演習Ⅲ	2		2
日本法制史特講Ⅰ	1・2		2
日本法制史特講Ⅱ	1・2		2
日本法制史演習Ⅰ	1		2
日本法制史演習Ⅱ	2		2
日本法制史演習Ⅲ	2		2
国際法特講Ⅰ	1・2		2
国際法特講Ⅱ	1・2		2
国際法演習Ⅰ	1		2
国際法演習Ⅱ	2		2
国際法演習Ⅲ	2		2
アフリカ法特講Ⅰ	1・2		2
アフリカ法特講Ⅱ	1・2		2
アフリカ法演習Ⅰ	1		2
アフリカ法演習Ⅱ	2		2
アフリカ法演習Ⅲ	2		2
国際関係論特講Ⅰ	1・2		2
国際関係論特講Ⅱ	1・2		2
国際関係論演習Ⅰ	1		2
国際関係論演習Ⅱ	2		2
国際関係論演習Ⅲ	2		2
外国文献研究Ⅰ（英文）	1・2		2
外国文献研究Ⅱ（その他）	1・2		2

臨床心理学研究科 臨床心理学専攻

授業科目	授業を行なう年次	単位数		備考
		必修	選択	
（基礎科目）				
臨床心理学特論Ⅰ	1	2		合計32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文の審査及び試験を受けること。
臨床心理学特論Ⅱ	1	2		
臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）	1	4		
臨床心理査定演習Ⅱ	1	4		
臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）	1	2		
臨床心理面接特論Ⅱ	1	2		
臨床心理基礎実習	1	2		
（心の成長・発達科目群）				
児童・青年期心理臨床特論	1・2		2	
発達心理臨床特論	1・2		2	
教育心理学特論	1・2		2	
教育分野に関する理論と支援の展開（学校臨床心理学）	1・2		2	
（心の障害・健康科目群）				
保健医療分野に関する理論と支	1・2		2	

援の展開（医療心理臨床）			
心理療法学特論	1・2		2
障害者（児）心理臨床特論	1・2		2
精神保健学特論	1・2		2
心の健康教育に関する理論と実践（健康援助学）	1・2		2
家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	1・2		2
精神医学特論 （実習科目）	1・2		2
心理実践実習A（施設実習）	1		4
心理実践実習B（事例実習）	1		1
心理実践実習C（事例実習）	2		3
心理実践実習D（学外事例実習）	2		2
臨床心理実習 （共通選択科目）	2	2	
遊戯療法特論	1・2		2
社会心理学特論	1・2		2
芸術療法特論	1・2		2
生理心理学特論	1・2		2
心理学研究法特論	1・2		2
心理学特別演習	2		4
心理臨床の倫理と法規	1・2		2
心理統計法特論	1・2		2
司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開（犯罪心理学）	1・2		2
福祉分野に関する理論と支援の展開	1・2		2
産業・労働分野に関する理論と支援の展開 （研究指導科目）	1・2		2
臨床心理学特別研究Ⅰ	1	4	
臨床心理学特別研究Ⅱ	2	4	

地域社会マネジメント研究科 地域社会マネジメント専攻

授業科目			授業を行なう年次	単位数	備考
基本科目	地域社会研究科	地域社会まちづくり論	1	2	3科目6単位以上選択必修
		地域社会経済論	1	2	
		地域社会会計論	1	2	
		地域社会管理論	1	2	
		地域活性化システム論	1	2	
		地域調査論	1	2	
展開科目	コミュニティ	地域情報論演習	1・2	2	9科目18単位以上選択必修
		地域環境論演習	1・2	2	
		地域行政論演習	1・2	2	
		地域経済論演習	1・2	2	

テ イ 科 目	地域財政論演習	1・2	2	
	地域社会論演習	1・2	2	
	NPO事例研究演習	1・2	2	
	地域活性化システム論演習	1・2	2	
	地域プロジェクト論演習	1・2	2	
	地域社会リスクマネジメント論演習	1・2	2	
	地域言語コミュニケーション論演習	1・2	2	
	異文化コミュニケーション論演習	1・2	2	
	地域福祉論演習	1・2	2	
	地域産業論演習	1・2	2	
ビ ジ ネ ス 科 目	地域金融経済論演習	1・2	2	
	経営戦略論演習	1・2	2	
	起業家論演習	1・2	2	
	人的資源論演習	1・2	2	
	コーポレート・リスクマネジメント論演習	1・2	2	
	ライフサイクル・リスクマネジメント論演習	1・2	2	
	地域マーケティング論演習	1・2	2	
	パーソナルファイナンス論演習	1・2	2	
	金融論演習	1・2	2	
	ファイナンス理論演習	1・2	2	
課題研 究科目	特別演習Ⅰ	1	2	必修
	特別演習Ⅱ	2	2	必修
	特別演習Ⅲ	2	2	必修

注) 基本科目、展開科目及び課題研究科目から合計30単位以上を修得のうえ、修士論文、または特定の課題についての研究の成果を提出すること。

別表2 (第25条第2項関係)

研究科	専攻	教員免許状の種類	免許教科
法学研究科	法学	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民
臨床心理学研究科	臨床心理学	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	地理歴史
		高等学校教諭専修免許状	公民
地域社会マネジメント研究科	地域社会マネジメント	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	商業
		高等学校教諭専修免許状	公民

別表3 (第26条第1項関係)

1 入学検定料

項目	金額 (単位 円)
入学検定料	30,000

## 2 学費

### 法学研究科

#### (1) 平成30年度入学生適用

(単位 円)

項目		納期	前期 4月20日	後期 9月30日	合計
平成30年度	入学金		200,000		200,000
	授業料		267,000	267,000	534,000
	教育充実費		60,000	60,000	120,000
	計		527,000	327,000	854,000
平成31年度以降	授業料		267,000	267,000	534,000
	教育充実費		60,000	60,000	120,000
	計		327,000	327,000	654,000

注1：入学金については、本学卒業生（文専・短大含む）は免除する。

注2：平成30年度の前期の納期は入学手続き時とする。

#### (2) 平成29年度入学生から平成26年度入学生適用

(単位 円)

項目		納期	前期 4月20日	後期 9月30日	合計
平成30年度以降	授業料		267,000	267,000	534,000
	教育充実費		60,000	60,000	120,000
	計		327,000	327,000	654,000

#### (3) 平成25年度入学生適用

(単位 円)

項目		納期	前期 4月20日	後期 9月30日	合計
平成30年度	授業料		337,000	337,000	674,000
	計		337,000	337,000	674,000

### 臨床心理学研究科

#### (1) 平成30年度入学生適用

(単位 円)

項目		納期	前期 4月20日	後期 9月30日	合計
平成30年度	入学金		200,000		200,000
	授業料		367,000	367,000	734,000
	教育充実費		60,000	60,000	120,000
	計		627,000	427,000	1,054,000
平成31年度以降	授業料		367,000	367,000	734,000
	教育充実費		60,000	60,000	120,000
	計		427,000	427,000	854,000

注1：入学金については、本学卒業生（文専・短大含む）は免除する。

注2：平成30年度の前期の納期は入学手続き時とする。

## (2) 平成29年度入学生から平成26年度入学生適用

(単位 円)

項目		納期	前期 4月20日	後期 9月30日	合計
平成30年度以降	授業料		367,000	367,000	734,000
	教育充実費		60,000	60,000	120,000
	計		427,000	427,000	854,000

## (3) 平成25年度入学生適用

(単位 円)

項目		納期	前期 4月20日	後期 9月30日	合計
平成30年度	授業料		437,000	437,000	874,000
	計		437,000	437,000	874,000

## 地域社会マネジメント研究科

## (1) 平成30年度入学生適用

(単位 円)

項目		納期	前期 4月20日	後期 9月30日	合計
平成30年度	入学金		200,000		200,000
	授業料		217,000	217,000	434,000
	教育充実費		60,000	60,000	120,000
	計		477,000	277,000	754,000
平成31年度以降	授業料		217,000	217,000	434,000
	教育充実費		60,000	60,000	120,000
	計		277,000	277,000	554,000

注1：入学金については、本学卒業生（文専・短大含む）は免除する。

注2：平成30年度の前期の納期は入学手続き時とする。

## (2) 平成29年度入学生から平成26年度入学生適用

(単位 円)

項目		納期	前期 4月20日	後期 9月30日	合計
平成30年度以降	授業料		217,000	217,000	434,000
	教育充実費		60,000	60,000	120,000
	計		277,000	277,000	554,000

## (3) 平成25年度入学生適用

(単位 円)

項目		納期	前期 4月20日	後期 9月30日	合計
平成30年度	授業料		287,000	287,000	574,000
	計		287,000	287,000	574,000